

国立大学法人愛知教育大学

中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標 愛知教育大学は、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等の理念を踏まえ、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。 愛知教育大学は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育を目指す。 学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成を目指し、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成を目指す。 大学院教育においては学部教育を基礎に、学校教育に求められるさらに高度な能力を有する教員の養成を目指すとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成を目指す。また、大学院を教師のリフレッシュ教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。 愛知教育大学は、教育諸科学をはじめ、人文、社会、自然、芸術、保健体育、家政、技術分野の諸科学及び教育実践分野において、科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し、学術や文化の創造と教育の発展に貢献する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 2004年4月1日から2010年3月31日</p> <p>2 教育研究上の基本組織 別紙記載のとおり</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 学士課程 「大学における学び」を重視し、教養教育と専門教育との</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 学士課程 教育の目標を達成するための具体的方策</p>

有機的連携のもとに、教育等に関するスペシャリストであると同時に、広く深い教養を持ったジェネラリストの育成を目標とする。

幅広く深い教養と専門性を培うために特に重視するのは以下の3点である。

- a. 学生の現状を踏まえて、与えられた学びの姿勢から、大学における自主的・批判的な学びの姿勢への転換を進める。
- b. 共通科目教育、とりわけ教養教育の重要性を確認する。
- c. 専門教育においては、学術の基礎及び教育の実践的研究を重んじ、現代社会における諸問題に的確に対処し、地域社会の創造的発展に貢献できる専門的土台を築く。

教員養成諸課程においては、特に本学の養成すべき教師像及びその専門的力として1)子どもを「教える対象」としてだけでなく「学びの主体」としても捉え、そのような主体としての子どもの発達と学習を援助する教員、2)前項の子ども観・学習観に依拠した「専門的力」を持つ教員、3)「共感する力」・「人間関係を形成する力」を身につけた教員を養成する。

学芸諸課程は、現行の「学校教育の周辺分野」としての位置付けを踏まえ、その充実のための方策に全学を挙げて取り組む。さらに、「学校教育の周辺分野」といったあいまいな領域から、具体的かつ多様な職業人養成への方向転換を図り、学生のニーズと社会の動向を踏まえ、新学部構想を含む抜本的な見直しを検討する。

- ・ 共通科目の教育においては、学習の動機づけや学習意欲の向上を図り、「大学における学び」に転換する教育を各授業が担い、少人数教育も検討する。
- ・ 教員養成諸課程においては、以下の4点を重視した教育を展開する。

1. 教養教育の充実

教師教育の「基礎専門科目」を教養教育に新しく位置づける。また、系統性ある教養教育とするため、現行の基礎科目と主題科目からなる教養科目と学芸諸課程の課程内共通科目（国際理解教育・生涯教育・情報教育・環境教育）及び教職に関する科目の一つである総合演習との有機的連携等を図る。

2. 教育科学・教科内容学・教科教育学の充実と相互の連携

教育科学と教科学(教科内容学と教科教育学で構成)の充実と相互の連携を進め、教科学と教科に関する専門科目との連携・相互補完を確立する。

3. 教科専門科目の充実

教職を目指す学生が、知の現場に立会い、専門学術分野の方法・発想を踏まえて、教科の力を自ら評価し充実発展させることのできる教育を推進する。

4. 実践的指導力の育成

1年次で実施する「基礎実習」から、4年次の「応用実習」までの教育実習について、不断の点検と改善を通じて実践的指導力の育成を図る。

- ・ 学芸諸課程においては、広く教育に関わる学際的な学術分野の基礎的・応用的な教育研究によって、現代社会の諸問題を解決し得る専門的力量の土台を身につけさせる。また、現行の学芸諸課程は、学生定員の見直しを含め、改組するなど、新しい学部の構想を含め、早急な対応を具体化する。
- ・ 学士課程卒業生を対象とした「特別支援教育特別専攻科」は、維持・発展させる。

卒業後の進路等に関する具体的目標及び措置

- ・ 新卒者の教員合格率がトップレベルにある現在の状況を保持するよう努め、愛知県内はもとより、他県への就職を積極的に勧め、教員就職率の一層の向上を図る。
- ・ 教員以外への就職活動の支援として、地域を中心に、教員による企業訪問など一般企業の開拓に取り組むと同時に、公務員試験や各種資格試験の情報提供及び模擬試験等の充実を図る。インターンシップの単位化を含め、参加学生の増大等に取り組み、就職率の向上に努める。
- ・ 教員の資質向上を目指し、本学大学院等への進学率の向上を図る。

教員養成充実のための具体的方策

- ・ 教員養成の充実のため、以下の課題に取り組む。
 1. 教員養成システムの充実と教員養成の多様化
一般大学卒業者が教育職員免許状を取得する場、複数教科の免許状を取得する場及び複数学校種の免許状を取得する場として、2005年度を目途に大学卒業者のための小学校教員免許状取得コースを設ける。また、学生の希望により従来の4年制と修士課程2年を含む6年一貫教員養成コースを2005年度から併存させることを目途に、多様な型の教員養成を行う。

<p>大学院課程</p> <p>大学院においては多様な力量と豊かな実践力を持つ高度な専門職としての資質能力を有する教員の育成，教員のリフレッシュ教育を行うとともに，諸科学に基礎をおいた専門家・研究者の育成にあたる。教育の成果に関する目標は大学院修了後，その専門性を活かし，地域の指導者として，とりわけ教育界においてその役割を果たすことである。</p>	<p>2．他大学との連携による教員養成のパワーアップ カリキュラム開発や教員養成・採用・研修に関して，東海地区等の教員養成大学・学部との間で共同研究等を進めることにより，連携体制を追求する。</p> <p>大学院課程</p> <p>教員就職や教育・研究職への就職，より専門性を深めるための博士課程への進学などを積極的に推進し，以下の課題に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．諸専攻・領域における教育研究の一層の充実，各専攻の学生定員の見直しを行い，定員充足率の向上を目指す。 2．他大学大学院との連携による教育研究の一層の充実 院生の多様な要望に応え，近隣の大学院教育学研究科との間での単位互換の制度，コラボレーションキャンパスの設置等の環境を整える。 3．現職教員を対象とするリフレッシュ教育・研修 教育委員会や教育センター等との連携の下で，リフレッシュ教育・研修を行っていく。 4．留学生教育の充実 留学生に対する教育研究の援助をより充実し，広く世界の国々における学校教育等の充実に貢献する。 5．学校経営専攻などの大学院修士課程の専攻増設 6．大学院博士課程の新設 教育実践に深く関わる博士課程の設置を推進する。
<p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>学士課程</p> <p>アドミッションポリシーに関する基本方針</p> <p>本学の教育理念・目標等を踏まえた「求める学生像」を明示し，広く教育に関わる課題に関心のある優れた学生を受け入れる。留学生については，学士課程と同様の受け入れ理念を明示し，世界各国から優れた学生を受け入れる。</p> <p>教育課程に関する基本方針</p> <p>本学の教育目標を達成するために設けられた科目区分及び授業科目は，各セメスターに系統的に配置し，学生の専門知識や教養等が体系的に高められるようにする。また，個々の授業の教育内容が学士課程・大学院課程や科目区分の教育目標を実現するよう，組織として不断の自己点検により改善を図る。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>学士課程</p> <p>アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現させるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各入試単位における「本学の求める学生像」を逐次点検して，選抜方法の改善を行うとともに，入試単位の見直しに着手する。 ・入学者の追跡調査等を行い，さらに適切で多様な選抜方法に改善する。 ・各種のメディア及びホームページを活用して，「本学の求める学生像」及び教育研究環境等を積極的に広報する。 ・留学生への入試情報は，ホームページを活用し英文で広報する。 ・入学試験の結果については，ホームページを通じて公開する。 ・編入学制度の見直しを検討する。 <p>教育課程に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の授業の教育目標及び教育内容と本学の教育目標とが相互に的確な関係となっていることを恒常的に自己点検する。 ・ホームページ等にも掲載しているシラバスの一層の充実を図る。 ・平和，人権，ジェンダー及び障害者に関する教育の充実を図る。 ・教職への関心を高めるための基礎実習及び実践的指導力を深化させるための応用実習を含む教育実習の一層の充実を図る。

教育方法に関する基本方針

学生の自己教育の能力形成や知的自己実現を重視し、様々な教育方法を研究・開発する。マルチメディアを利用した授業形態（遠隔授業等）について検討する。

成績評価に関する基本方針

学業成績の評価は、授業改善の一環として捉え、適正かつ厳格に実施する。

大学院課程

アドミッションポリシーに関する基本方針

学校教育の現場、一般社会からの要望に応え、教育に関わる高度な資質能力と実践的指導力を向上させるため、本学で学ぶ意欲のある学生及び現職教員を始めとする社会人を積極的に受け入れる。

教育課程に関する基本方針

大学院の教育課程においては、あらゆる学問分野の最新の成果に基づく知識の修得とそれらの統合を目指す。教師教育においては、教師の専門職性と自律性の確立を目指した教育課程を編成し、教育実践を正面にすえた教育研究活動を重視する。

教育方法に関する基本方針

教科専門、教科教育及び教職専門それぞれの担当教員が院生の教育研究能力を高めるため、指導に工夫を凝らし、創造的研究能力や実践的指導力を育成する。

成績評価に関する基本方針

多様な力量と豊かな実践力を持つ高度な専門職としての資質能力を有する教員の育成、教員のリフレッシュ教育を行う観点から、適正な成績評価を行う。また、諸科学に基礎をおいた専門家・研究者の育成を目的としていることから、それにふさわしい成績評価のシステムをつくる。また、分野によ

教育方法に関する目標を達成するための措置

- ・自己学習課題の設定、学生参加型等の多様な授業形態の追究、視聴覚機器・電子メディア等を活用した教育方法の改善を行う。
- ・担当教員による自らの教育方法の改善を基本とし、教育責任組織レベルを含めたFD活動の充実を図る。
- ・授業改善を目的とした授業ごとの担当教員の自己評価、学生による授業評価を実施する。
- ・教育改善に資するようGPA制度の導入を検討する。
- ・他大学との単位互換制度の一層の整備・充実を図る。

成績評価に関する目標を達成するための措置

授業ごとに学習における獲得目標、それに即した評価基準及び評価結果を公開する。また、国内外の学会、競技会、コンテスト等において優秀な成績を収めた学生に対する顕彰制度を検討し、実施する。

大学院課程

アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現させるための具体的方策

- ・本学大学院の目的等を積極的に広報し、現職教員に対して行っている特例選抜を広く社会人にも拡大するなど入学者選抜方法の多様化を図る。
- ・留学生への入試情報は、ホームページを活用し英文で広報する。

教育課程に関する目標を達成するための措置

- ・授業科目ごとに教育の目標、内容、方法、評価などを明記したシラバスを作成する。
- ・院生が深く学問を追究できる環境整備とともに、修士論文等の在り方を改善する。
- ・附属学校（現職教員の場合は勤務校）を、教育実践の場として活用し、担当教員や附属学校教員等と共同して教育実践を行うなど臨床的実習の単位化を進める。

教育方法に関する目標を達成するための措置

- ・教科専門、教科教育及び教職専門それぞれの担当教員が協働して実践的研究を進める。
- ・マルチメディアを利用した授業形態（遠隔授業等）の拡充を図る。
- ・他大学の大学院教員による修士論文の指導・評価システムの導入を図る。
- ・近隣大学の大学院との単位互換制度の導入を図る。

成績評価に関する目標を達成するための措置

- ・授業科目ごとに到達目標や評価基準を設定し、明らかにする。
- ・「大学教育研究センター(仮称)」において、院生の専門的能力と実践的力量を多面的に評価するシステムを開発する。
- ・国内外の学会、競技会、コンテスト等において優秀な成績を収めた院生に対する顕彰制度を検討する。

<p>っては臨床的な知見・経験等の多面的な側面からの評価の検討を行う。</p>	
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標 充実した教育を実施するための教職員の配置に関する基本方針 教職員の配置の見直し、適正配置のためのシステムを確立する。当面は現行教育組織をもとに、教員養成及び学芸諸課程の教育組織の見直しを図る中で、教養教育及び専門教育の実施にふさわしい教員組織を編成する。</p> <p>教育環境の整備に関する基本方針 教育活動を適切に支援するために、施設・設備の実態や利用状況等を自己点検・評価し、教育施設・設備の有効活用を推進する。</p> <p>教育の質的改善のためのシステム等に関する基本方針 教職員の教育活動及び教育の諸条件について、広く自己点検するとともに、学生等からの評価を受け、その点検・評価を教育目標等に速やかに反映させ、実践的なカリキュラムの実現を目指す。</p> <p>教育実習の実施に関する基本方針 学生が本学（主として附属学校）及び協力校において、十分な教育実習を遂行できるよう、実践的・臨床的研究と連携を図りながら教育指導体制の改善を進めていく。 実践的指導力を育成するため教育実習等の一層の充実を図る。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 充実した教育を実施するための教職員の配置に関する具体的方策 ・教養教育と深い専門的知識を基礎とした教育目標を達成するため、学部・大学院教育に関わる研究・開発・研修に専念できる教員（併任、任期付）で構成される「大学教育研究センター(仮称)」を設置する。 ・教員養成諸課程については、教師教育に関わる研究を進め、初等教育教員養成課程の系の再検討を行う。 ・学芸諸課程については社会のニーズに応えるため、教育組織の見直しの検討を行う。 ・大学院の夜間授業や非常勤講師の配置・任用を含め教員の適正配置や、教育研究の活性化のための教員の分業体制の確立を図る。</p> <p>教育環境の整備に関する具体的方策 ・教育研究活動に必要な学習・研究環境について計画的な再配置と整備を推進する。 ・附属図書館においては、施設・設備の拡充、教育研究用の図書資料の充実、利用サービスの充実を図る。 ・情報ネットワークを高度化するための情報システム設備・機器の整備を推進する。</p> <p>教育の質的改善のためのシステム等に関する具体的方策 ・「大学教育研究センター(仮称)」において教育課程等を恒常的に研究・開発する。 ・授業内容・方法の改善活動（FD）においては、学生による授業評価を反映させるとともに、企画・運営への学生参画により、一層の充実を図る。 ・大学教育研究に関する共同研究や全国的・国際的な研究交流を推進する。</p> <p>教育実習の実施に関する具体的方策 教育実習に関し実習校と学生の意見の集約を行い、充実策の検討を全学的に行う。附属学校での教育実習と介護等体験を充実させ、必要な設備等の充実を図る。実施体制の在り方について恒常的に検討する。</p>
<p>(4) 学生への支援に関する目標 学習支援に関する目標 学習に関する環境や相談の体制を整え、社会人・留学生に対する学習支援、学生の自主的活動を含め、効果的に支援を行う。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学習支援に関する具体的方策 ・専任教員すべてがオフィスアワーを設け、支援を行う。 ・ネットワーク利用による教務情報提供システムの充実を図る。 ・障害学生に対応した施設整備やバリアフリー環境の整備を推進する。また、移動介助、ノートテイク、手話通訳等を充実し、ボランティア活動を支援する。 ・学生が自己の能力・適性に応じて適切に職業を選択できるように、キャリア教育科目の開</p>

<p>生活支援に関する目標 学生相談体制を整備し，就職指導，経済的支援の充実を図る。また，学生の安全健康管理を推進する。</p>	<p>設を検討する。 ・留学生への日本語チューター制の充実及びチームチューター制の導入を図る。 ・広報誌を双方向電子メディア化することにより，学生の意見を反映した広報誌とすることを目指す。 ・課外活動の施設設備の充実を図る。 ・指導教員制度を整備・充実する。 ・「大学祭」や「子ども祭り」など，学生の自主的活動への支援の充実を図る。</p> <p>生活支援に関する具体的方策 ・あらゆるハラスメントに対応できる体制を整備する。 ・学生相談室の相談員に，院生を活用することを含めその充実を図る。 ・大学独自の奨学制度の創設を検討する。 ・就職支援のための組織・機能の整備を図る。 ・学生の健康安全については，健康教育を推進し，「健康安全・環境保全センター(仮称)」と他の医療機関とのネットワークを構築する。</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 教員それぞれが，教育諸科学をはじめ，人文，社会，自然，芸術，保健体育，家政，技術分野の諸科学及び教育実践分野において，科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し，学術や文化の創造と教育の発展に貢献するとともに，現代社会，特に現在の教育が直面する諸問題の解決に寄与できる水準の創造的な研究を推進し，その成果を社会へ向けて積極的に公表し，普及させていく。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 現代社会，特に現在の教育に係る諸問題の解決を目指して，各研究者が多様な学問分野において基礎的な研究を行い，真理を探究するとともに，各種共同研究を実施して個別の研究成果を総合し実践的研究を積み重ねる。</p> <p>大学として重点的に取り組む領域 初等・中等教育及び社会教育の理念・内容・方法に関する領域について重点的に取り組み，創造的な研究成果を生み出すことを重視する。また，その成果を基に教育の個別的・具体的内容やそれを児童生徒に提示するための教材開発などを含む教科内容学の展開を図る。</p> <p>成果の社会への還元に関する具体的方策 大学教員の研究成果は，一般に専門書や学術論文などの形で公表され社会に還元される。これらの成果は，他教育機関や企業と連絡を図りながら研修等の機会を利用して普及させるとともに，刊行物による普及活動を推進する。また，社会に対して意見の公表や助言等も行ふ。そのため大学として社会からの要請に組織的に対応するシステムを整備し，広く社会に貢献する。</p> <p>研究水準，成果の検証に関する具体的方策 教員全員が毎年その研究成果を公表する。著書・論文等の数，被引用数と内容など可能な限り検証する。研究集会等の開催状況，外部資金の受入状況なども公表し検証する。また，全教員の研究成果は，当面，附属図書館において閲覧できる体制を作り，併せて可能</p>

	な論文等はホームページを通じた公開を目指す。
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 研究者等の配置に関する基本方針 研究組織の弾力化と研究者の学外連携・交流を促進し、研究者の専門性が発揮でき、かつ研究活動と教育活動が有機的に連動するように研究者等の配置を検討する。</p> <p>研究環境の整備に関する基本方針 研究資金は、大講座制の利点が有効に機能するように、全学的見地からの配分を検討するとともに、学際領域の研究課題を有するプロジェクト研究の研究環境の整備のために重点的・弾力的な配分を検討する。研究施設・設備備品等は、学内資産の効率的な活用、共同利用を積極的に推進するとともに、機動的な利用について検討する。</p> <p>研究の質の向上に関する基本方針 自己点検・客観的評価により、研究活動等の状況や問題点の把握を促すとともに、学内外の共同研究・学外研究者との連携・交流を推進することによって、研究の質の向上及び改善を図るためのシステムを整備し、適切に機能させることを目指す。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 研究者等の適切な配置に関する具体的方策 ・基礎研究を推進するとともに新しい学際領域の研究課題にも適切に対応できるプロジェクトを組織し、学外研究者との連携・交流を推進する。また、講座の規模及び研究者と研究支援職員の適正な配置を検討する。 ・学校教育を含む教育分野の今日的課題に対応できるように、附置センター及び講座の構成と研究者の再配置を検討する。</p> <p>研究環境の整備に関する具体的方策 ・研究資金の配分システムに関する具体的方策 大講座制のもとで、各講座への基礎的基盤的な研究資金の配分方法を検討し、さらに大きな成果が見込まれる個別研究課題や学際領域等の研究課題に対するプロジェクトへの重点的弾力的な研究資金の配分を検討する。 ・研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 研究施設・設備備品等の学内資産については、研究活動と教育活動が有機的に連動できるような在り方を再検討して、効率的な活用を促進するとともに、共同利用の積極的推進やプロジェクト研究への機動的な利用も検討する。 ・知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 知的財産等の創出・取得を奨励し、その成果を社会に還元するための方策を検討し、有効利用を図る。</p> <p>研究の質の向上に関する具体的方策 ・研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 研究成果や業績を公表し、自己点検・評価、外部評価を含めた客観的評価の導入による研究活動等の状況や問題点を把握する見直しシステムの整備を検討する。 ・全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 学内外の共同研究の積極的推進や学外研究者との連携・交流を進め、研究の質の向上や改善を図るための研究体制の整備を図る。</p>
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標 教育研究面における社会との連携・協力に関する基本方針 地域社会の要請に応える大学を目指し、連携・協力を推進するための組織体制を全学的に構築する。とりわけ教育関係機関との連携を強化し、教員のリフレッシュ教育に積極的役割を果たす。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置 教育研究面における社会との連携・協力に関する具体的方策 地域連携支援室を中核として、社会との連携・協力を組織的に推進する。具体的には、情報ネットワーク等を利用して、本学が保有する人的リソースや研究内容に関する情報を広く公開し、研究成果を社会に還元していく。特に、教師教育の拠点校として、教育委員会等と連携し、教員の10年経験者研修等の受け入れや、研究指導のための教員派遣を行うなど、地域の教育に貢献する。</p>

<p>教育面における社会サービス（公開講座等）を推進するための基本方針 公開講座・シンポジウム等を積極的に実施し、開かれた大学を目指し、地域社会の要請に応える。</p> <p>国際交流・協力等に関する基本方針 教職員・学生それぞれに最適な国際交流の在り方を構築し、留学生の受入と派遣及び教職員の国際交流を進めながら、国際的な視野をもった教育関係者の育成に努める。</p>	<p>教育面における社会サービス（公開講座等）を推進するための具体的方策 公開講座・シンポジウム等を開設する一方、地域市町村等の主催する生涯学習事業（研修会等）と連携し、人的援助（指導のための教員派遣）を推進する。また、地方公共団体、公益法人、公的研究機関、NPO、NGO、企業等と連携して、共同研究、受託研究、調査・研究協力を行う。企業等からの外部資金導入を推進し、海外を含む学外からの研究者受け入れ体制を整備する。</p> <p>国際交流・協力等に関する具体的方策 海外の大学との教育研究上の交流や留学生交換に関する目標を達成するために、国際交流の支援組織を一元化し、教育研究面での国際交流・協力を推進する。現在 10 機関との間で締結している国際交流協定の質的向上及び量的拡大を図り、内容の充実及び継続性を確保する。 質的に優秀な留学生を確保するため、選抜方法の改善及び留学生受け入れ体制の充実を図る。具体的には、ホームページを活用し、入試情報を公開し、留学生の種別、学部・大学院別及び専攻毎に「求める学生像」を明確にし、大学院では日本語能力試験等を活用する。また、入試結果については、留学生という特殊性を勘案した適切な開示方法を検討する。外国人留学生のネットワーク作りとして同窓会等を組織し、帰国後の教育研究交流の内容の充実と継続性を確保する。 教員研修留学生等の受け入れの拡大と研修の質的量的充実を図る。また、独立行政法人国際協力機構の研修コースを継続して実施し、新たな協力体制の内容と方法を検討する。</p>
<p>（２）附属学校に関する目標 附属学校の在り方に関する基本方針 附属学校は、教育に関する先進的・実験的・開発的・検証的な教育研究を学部・大学院等と一体的に実施する大学の教育研究機関（実験校）である。教師教育の実践的・臨床的な教育研究を担うとともに、地域の教育に貢献する教育研究活動を推進する。</p> <p>入学者選抜に関する基本方針 実験校として児童・生徒の諸能力や諸領域の認識発達に関する研究の遂行に相応する、多様性に富んだ児童・生徒の育成を目指し、同時に各附属学校の特色を出せるよう、児童・生徒が入学できる選抜を行う。</p> <p>教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針 共生教育、幼・小・中・高を連携した教育等、時代に応じた新しい教育研究を行う。少人数教育やメディアを活用した教育を行い、個に則した学習指導を行う。</p>	<p>（２）附属学校に関する目標を達成するための措置 附属学校の在り方に関する具体的方策 学部・大学院等の教育研究の場として、教師教育に関するカリキュラム研究及び教育実地研究や大学院の臨床的な教育研究を目的とした授業などを積極的に担うよう、教職員の組織や施設・設備の改善を行う。また、必要に応じて組織の改革を検討する。 教育実践総合センター等の担う役割と附属学校等の組織関係を明確にする。 大学教員は、「大学・附属学校共同研究会」等を通して、相互に連携を図り、附属学校教員とともに附属学校を活用した研究活動を強める。</p> <p>入学者選抜に関する具体的方策 実験校（教育研究校・教育実習校）として、各附属学校の教育目標に即した児童・生徒の育成を目指して、募集する。第一次選考として面接を含む適性検査を行い、第二次選考として抽選を行うことによって入学者を選抜する現在の方法を更に工夫する。附属高校は、推薦及び学力試験により選抜を行う。</p> <p>教育課程、教育方法、成績評価等に関する具体的方策 幼・小・中・高を見通した教育課程（年間行事予定、総合的な学習と各教科との関わり、道徳・特別活動等の年間時数等）を作成し、少人数教育やＴＴ・ＴＡ、コンピュータやテレビ会議システムなどを活用した教育研究を行う。客観的で適切な絶対評価を行うため評価規</p>

<p>学校運営に関する基本方針 附属学校を本学の教育研究体制の中に組織的に組み込み、大学が附属学校とともに研究の企画・運営及び経営について協議できるシステムの確立を図る。</p>	<p>準・評価方法を改善・開発する。 学校運営の改善に関する具体的方策 校長をはじめ附属学校の教職員構成・体制及び経営については、(1)実験校、(2)教育充実、(3)教員の研究等の要求、(4)地域貢献と教育委員会や市民等との連携、といった諸点より検討し改善する。学校評議員制度を活用し外部評価の充実を図る。 実験校にふさわしい校長を選任するため、大学はその選考基準等を定める。また附属学校の教育研究目標を達成するため、大学は、関係機関との協議に基づき、教員の選考基準を定める。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 民主的な意思決定を前提としつつ、効率的な企画立案及び大学運営を行うために、学長のリーダーシップが発揮できる運営体制とそれを補完するボトムアップ機構を整備する。</p> <p>教授会、各種委員会等の運営組織及び事務組織の見直しを行う。</p> <p>学内監査体制を構築し、大学運営の改善を図る。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 運営体制の整備に関する具体的計画 ・役員会機能の支援・充実と学長のリーダーシップ発揮を図るため、各種業務をそれぞれ統括する理事をはじめ学長補佐、附属図書館長、附属学校部長及び事務局長を加えた「役員部局長会議」を設置し、学長がその審議を踏まえて、最終的な意思決定ができるよう措置する。 ・全ての構成員が本学の目標を達成するための活動に参画する方法を整備する。 ・全学レベルの委員会は、参考資料や会議資料など情報の共有化を重視し、取り組みの継承性を図る。</p> <p>運営組織の見直しに関する具体的計画 ・教授会を大学における重要事項の審議機関として位置付ける。 ・教育研究評議会と教授会の役割を明確にし、これらの効率的な運用を図る。 ・日常的な業務運営に当たっては、各部局の裁量を拡大し、効率化を図る。 ・評議員が主要な委員会委員を兼ねることなどを含め、各種委員会等を再編成し、効率化を図る。 ・事務組織については、役員会機能の支援など、国立大学法人の業務運営に適した整備を図る。</p> <p>学内監査体制の充実 ・自主的・自律的な運営を進めるため、内部の監査機能の充実を図り、「監査委員会」の設置を検討する。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 本学の基本的な目標を達成するため、学生の意見も反映しつつ、教育課程の不断の検討を行い、適宜改定する。それに併せて、教育研究組織の発展的見直しを行う。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 ・教育研究組織の編成・見直しに関する具体的方策を、委員会を設けて検討する。特に、教師教育を柱とする学部・大学院の教育課程の改革、学芸諸課程の組織改革（学生定員の移動を含む学部化、学科化）及び大学院の量的質的整備を図り、その中で研究組織の在り方について検討する。 ・教育改善の取り組みに学生の声を反映させるシステムを構築しつつ、教育に関する責任体制を一層明確にする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・機動的で機能的な組織編成の観点から、研究組織（講座）の編成や運営について教育研究の有機的結合を図るなど見直しを行い、優れた研究成果を創出するため、学内での協力共同の研究体制作りを検討する。
<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標</p> <p>柔軟で多様な教員人事制度の構築に関する目標 本学の教育研究目標を実現するために、諸科学分野の優れた人材を確保できるよう、教員の採用等においては、従来の合理的かつ慎重な教員集団による参加手続きの枠組みを維持しつつも、新しい柔軟な人事制度を開発していく。また、教育研究の特性に配慮しつつ、教員評価システムの質的向上を図り、学問の自由や創造性、教育権における共同性を損なうことのないように配慮する。</p> <p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する目標 教員組織と連携しつつ法人・大学運営の企画立案に積極的に参加し、大学運営の専門職能集団としての機能を発揮することができる職員の採用・養成等に努める。</p> <p>給与制度と人員管理の整備・活用に関する目標 教職員の雇用の安定と身分保障は、極めて重要であるとの認識に立ち、効率的かつ適正な雇用形態や勤務体制を整備する。教職員の給与については、教育上、研究上あるいは管理運営上のあらゆる種類の職責を適正に反映するよう改善を図る。</p> <p>活気溢れる職場づくりに関する目標 良好な労使関係の確立により、教職員人事の適正化を図る。</p> <p>教職員の健康安全に関する目標 教職員の健康安全管理を推進し、保健管理機能の充実を図</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>柔軟で多様な教員人事制度の構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の特性に鑑み、教員組織による審議手続きを明確にしつつ教員の人事に関する弾力的なシステム（教員人事委員会など）を整備する。 ・外国人、女性、障害者の教職員の採用を促進する。 ・大学教員一人ひとりの教育研究の特殊性に鑑み、教育・研究・管理運営・社会貢献に関わる活動について、多面的な教員評価システムを検討する。 ・国内外における長期研修を保障するため、一定期間継続的に勤務した教員のサバティカル制度を検討する。 <p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織においては職員の専門職化を進め機能分担を図る。 ・職員の採用は新連合組織が定める方法によるほか、本学が求める専門的能力等を持った者を選考により採用する。 ・職員の専門職化を進めるため、すべての職員に研修の機会を与える。また、必要に応じて大学の管理経営能力を高める研修等を実施する。 ・各職員の持っているそれぞれの能力を多面的に引き出せる人事配置を行う。 ・職員のキャリア形成、組織の活性化等のために他の国立大学法人等との人事交流を行い、多様な人材を確保する。 ・職員評価については、その能力を適正に評価できるシステムを検討する。 <p>給与制度と人員管理の整備・活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現行の給与制度を維持しつつ、教職員の業績等を反映した給与システムの在り方を検討する。 ・教職員の雇用の安定と身分保障を図りつつ、本学の教育研究上の新たな充実方策に対応して、弾力的な教職員の配置ができるシステムを構築する。 ・教育研究体制の整備ともあいまって、教員組織の改編を含め教員の適正配置を検討する。 ・非常勤講師及びパートタイム職員の職務上の役割を明確化し、その待遇と配置の適正化を押し進める。 <p>活気溢れる職場づくりに関する具体的方策 良好な労使関係を確立するため、労働基準法及び国立大学法人法に照らして、学内諸規則を整備・改善する。</p> <p>教職員の健康安全に関する具体的方策 教職員の健康安全の推進については、「健康安全・環境保全センター(仮称)」の一部に、現在</p>

<p>り、環境保全・健康管理・安全面での充実した体制作りを進める。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p>	<p>の保健管理センターの役割を含め、健康教育や他の医療機関とのネットワーク作りなどを進める。 長期的な人事計画及び人件費の見通しのもとに、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度までに平成 17 年度人件費予算相当額をベースに、概ね 4 % の人件費削減に向けた取組を行う。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 本学の特性を活かした事務組織の在り方について再検討し、教育研究の充実を図るために機能面を重視した事務処理の改善に努め、効率的で合理的な事務の遂行を目指す。</p> <p>教育研究の充実を図るために、業務の効率化・合理化に努める。</p> <p>業務のアウトソーシング等に努める。</p> <p>事務処理の電子化・ペーパーレス化の促進を目指す。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 ・教育研究の一層の充実を支援するため、事務組織の在り方を見直し、整備を推進する。 ・本部事務組織における企画立案担当の充実強化を図る。 ・本部事務体制と学部事務及び附属学校事務体制を検討する。</p> <p>事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策 ・国立大学法人にふさわしい事務の在り方を検討し、人員配置の見直しを行い、必要な事務処理内容の精選を進める。 ・既設事業等の拡充に係わる対応及び新規業務に対する事務処理内容を検討し、効率的な事務処理体制を確立する。</p> <p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 ・業務の効率化の観点から事務処理及び業務の可能な部分については、必要に応じてアウトソーシングを進める。</p> <p>事務処理の電子化・ペーパーレス化等に関する具体的方策 ・法人業務を効率的に行うための総合カードシステム及び電子決裁の導入を検討する。 ・学内の事務情報化システムの一層の充実を図る。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 科学研究費補助金などの外部資金の積極的な導入を図るとともに、公開講座等の開設などによる自己収入の確保に努める。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ・科学研究費補助金の申請率及び採択率を上げる取り組みを企画し、外部研究資金の増額を図る。 ・受託研究費、奨学寄付金などの外部資金をさらに多く獲得するため、ホームページ等により、教員の研究内容及び研究業績を積極的に外部に発信していく。 ・公開講座をさらに充実させ、収入増を図る。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 合理的な管理業務を行うこと等により、経費の抑制を図る。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ・施設・設備の効率的使用について、計画的に点検し、改善等の措置を講じ、建物等の有効活用を推進するとともに、維持保全に必要な経費の見直しを行い経費の抑制を図る。 ・電子媒体を積極的に活用し、配布文書の精選と電子化を進め、ペーパーレス化による経費の抑制を図る。 ・物品リユースを推進するとともに、共同利用物品の集中管理体制の整備を検討し、経費の</p>

	<p>抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門の業務の合理化・効率化を推進し，重複事務の点検や業務のアウトソーシングにより，人件費等の管理的経費の抑制を図る。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 固定資産の効率的な運用管理を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 土地，建物，設備等の固定資産の有効活用を推進するため，常に既存施設等の点検見直しを行うとともに，経営的視点による保有施設等の地域開放を積極的に実施する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 本学の基本的な目標を達成するため，教育研究及び組織の改善のためのシステムを備えた全学的な自己点検・評価体制を整備充実させ，点検・評価と改善のサイクルを確立する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <p>自己点検・評価体制を整備し，教育研究及び組織の改善状況を総括し，学内外に公表する。その中には，学生による授業評価，学生生活に係る指導・助言・援助に関する自己点検，学生生活実態調査結果による評価を含む。</p> <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 点検評価された結果をフィードバックし，速やかな改善につなげるためのシステムを強化する。</p> <p>教育改善に関する具体的方策 全学的なFD体制を教育内容・方法の改善システムとして位置づけて，円滑な運営を図る。</p>

<p>2 情報公開等の推進に関する目標 本学の教育研究活動の状況や成果及び大学運営の実態を多面的に明らかにし、広報体制の一層の整備を図るとともに積極的な情報公開に努め、社会に対する説明責任を果たす。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 情報公開の推進に関する具体的方策 大学の有する教育研究活動や大学運営に関する諸事項について、積極的に情報公開を進め、透明性の確保に努める。</p> <p>広報体制等の強化に関する具体的方策 ・ 対外広報誌，学内広報誌，ホームページ，一般広報誌への情報提供，記者クラブとの連携等多様なメディアを活用して広報活動の充実と活性化を図る。 ・ シンポジウム，学術講演会，公開講座等で学術研究の成果を広く市民に還元する。</p> <p>学術情報システムの構築に関する具体的方策 ホームページに掲載されている教育研究に関する情報，また好評を得ている「学校教育支援データベース」の一層の充実を図る。</p> <p>情報セキュリティシステムの構築に関する具体的方策 情報システム委員会において情報セキュリティポリシーの学内構成員への周知を図るとともに標準ガイド及び手引きを必要に応じて見直す。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 本学の教育研究等の目標を踏まえ、施設マネジメントを導入しつつ、本学の豊かな自然を生かし、人にやさしいキャンパス環境作り、美しいキャンパスアメニティの形成・維持を目指し、施設・設備の整備・活用等を計画的に推進する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 施設等の整備に関する具体的方策 ・ 施設マネジメントの導入を図り、快適な教育・研究環境づくりを計画的に推進する。 ・ 施設等の自己点検・評価により、効率的な機能保全及び維持管理を計画的に実施する。 ・ 本学が東海地震対策強化地域にあるため、耐震診断結果に基づき、耐震補強・老朽施設の改善・整備の計画的実施を図る。</p> <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ・ 共通スペース等の整備を計画的に実施し、有効活用と狭隘化の解消に努める。 ・ 施設の維持管理計画を策定し、施設等の機能回復を図る。</p>

<p>2 安全管理と環境保全に関する目標 健康安全管理と環境保全のための一元的組織体制を作り，効果的効率的な学内運営方策を企画し，実施する。また，豊かな自然環境を生かした環境重視型大学を目指し，環境と安全に配慮できる持続可能な未来社会実現のための教育研究に努める。</p> <p>東海地震及び東南海地震への対策を講じる。</p> <p>各附属学校は，幼児，児童及び生徒の安全管理に努める。</p>	<p>2 安全管理と環境保全に関する目標を達成するための措置 「健康安全・環境保全センター(仮称)」が，学内における学生や教職員の安全管理・健康管理と環境保全に関するヘッドクォーターとしての役割を果たし，安全・環境保全に関わる諸活動を行う。</p> <p>近く発生することが予測される東海地震及び東南海地震への安全対策や施設設備の耐震見直しをはじめ，被害を最小限に食い止めるための方策を講じる。併せて，地震対策を通じて，学生及び教職員への危機管理の周知徹底を図る。</p> <p>各附属学校は，幼児，児童及び生徒の安全管理の諸活動を恒常的に行う。</p>						
	<p>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 14億円 想定される理由 運営交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。</p> <p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上，学生生活支援の充実，教育研究環境の整備及び組織運営の改善に充てる。</p> <p>その他 1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="981 1264 1935 1436"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模改修</td> <td>210</td> <td>施設整備費補助金 （210百万円）</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	小規模改修	210	施設整備費補助金 （210百万円）
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源					
小規模改修	210	施設整備費補助金 （210百万円）					

(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
(注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

方針

本学の教育研究目標を実現するために、教員の採用等においては、新しい柔軟な人事制度を開発していく。

職員の専門職化を進めるため、すべての職員に研修の機会を与える。また、大学管理経営能力を高める研修等を実施する。

職員のキャリア形成、組織の活性化等のために他の国立大学法人等との人事交流を行い、多様な人材を確保する。

人事

教職員の雇用の安定と身分保障を図りつつ、本学の教育研究上の新たな充実方策に対応して、弾力的な教職員配置ができるシステムを構築する。

(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 36,055百万円
(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担はない。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	31,247
施設整備費補助金	210
自己収入	15,133
授業料及び入学金検定料収入	14,881
雑収入	252
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	336
計	46,926
支出	
業務費	46,380
教育研究経費	36,968
一般管理費	9,412
施設整備費	210
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	336
計	46,926

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額36,055百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y - 1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y - 1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x) \} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費()、附属学校教育研究経費()を対象。

E(y): 附属施設等経費()を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費()を対象。

G(y): 特別教育研究経費()を対象。

H(y): 入学料収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y): 一般管理費()を対象。

M(y): 特殊要因経費()を対象。

【 諸 係 数 】

(アルファ) 効率化係数。 1%とする。

(ベータ) 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン) 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、平成17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費については、各事業年度の事業計画により試算した支出予定額。また、施設

整備費については、「施設・整備に関する計画」により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	46,321
業務費	44,359
教育研究経費	5,324
受託研究費等	84
役員人件費	647
教員人件費	29,928
職員人件費	8,376
一般管理費	1,521
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	441
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	46,321
運営費交付金	30,614
授業料収益	12,269
入学金収益	1,910
検定料収益	525
受託研究等収益	84
寄付金収益	226
財務収益	0
雑益	252
資産見返運営費交付金等戻入	439
資産見返寄付金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	46,943
業務活動による支出	45,880
投資活動による支出	1,046
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	17
資金収入	46,943
業務活動による収入	46,716
運営費交付金による収入	31,247
授業料及入学金検定料による収入	14,881
受託研究等収入	84
寄付金収入	252
その他の収入	252
投資活動による収入	210
施設費による収入	210
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間より繰越金	17

注)前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額を含む。(17百万円)

学 部 等

(別紙)
愛知教育大学

中期目標		中期計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)	
学部	教育学部	平成16年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野1,920人) 教育学研究科 300人 (うち修士課程 300人)
研究科	教育学研究科 教育実践研究科	平成17年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野1,920人) 教育学研究科 300人 (うち修士課程 300人)
		平成18年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野2,053人) 教育学研究科 300人 (うち修士課程 300人)
		平成19年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野2,216人) 教育学研究科 300人 (うち修士課程 300人)
		平成20年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野2,379人) 教育学研究科 250人 (うち修士課程 250人) 教育実践研究科 50人 (うち専門職学位課程 50人)
		平成21年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野2,542人) 教育学研究科 200人 (うち修士課程 200人) 教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)